

# 短期入所療養介護（予防を含む） （介護老人保健施設）

## ● 共通事項

### ■ 記入年月日

記入年月日を記載すること。

### ■ 記入者名

省令第140条の51第2号に規定する調査客体を代表する者の名称（以下、「記入者」という）を記載すること。

### ■ 所属・職名

記入者の所属部署の名称及びその職名について、記載すること。

## ● 1. 事業所を運営する法人等に関する事項

### ■ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

#### ● 「法人等の名称」

##### a. 「法人等の種類」

法人等について、該当するものを下記から選択すること。また、法人ではない場合には「99 その他」を選択すること。

- 01 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
- 02 社会福祉協議会
- 03 医療法人
- 04 社団法人又は財団法人
- 05 営利法人(株式会社等)
- 06 特定非営利活動法人(NPO **法人**)
- 07 農業協同組合
- 08 消費生活協同組合
- 09 その他の法人
- 10 都道府県
- 11 市町村
- 12 広域連合・一部事務組合等
- 99 その他

- b. 「名称」  
当該法人等の名称を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。
- c. 「法人番号」  
法人番号の指定を受けている場合には、「法人番号あり」を選択し、法人番号を記載すること。  
なお、設立登記のない法人又は法人でない社団若しくは財団であって、法人番号の指定を受けているが、基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の公表に同意していない場合には、「法人番号あり(非公表)」を選択すること。  
(法人番号は、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定し、原則としてインターネット上で公表され、誰もが自由に利用することが可能であるため、基本3情報の公表に同意していない場合を除き、法人番号を秘密にする目的として「法人番号あり(非公表)」を選択しないこと。)  
法人番号の指定を受けていない場合には「法人番号なし」を選択すること。

#### ● 「法人等の主たる事務所の所在地」

当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

#### ● 「法人等の連絡先」

- a. 「電話番号」  
利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。
- b. 「FAX 番号」  
利用者からの照会等に対応する当該法人等の FAX 番号を記載すること。
- c. 「ホームページ」  
当該法人等の情報が掲載されているホームページがある場合には「あり」に記すとともに、そのアドレスを記載すること。また、当該法人等の情報が掲載されているホームページがない場合には「なし」に記すこと。

#### ■ 法人等の代表者の氏名及び職名

- a. 「氏名」  
当該法人等の代表者の氏名を記載すること。
- b. 「職名」  
代表者の当該法人内の職名を記載すること。

## ■ 法人等の設立年月日

当該法人等の設立年月日を記載すること。なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。

## ■ 法人等が当該都道府県内で実施する介護サービス

当該法人等が当該都道府県内で、当該報告に係る介護サービスを含む介護サービス(法の規定に基づく指定又は許可を受けている介護サービスをいう)を実施している場合には、介護サービスの種類ごとに「あり」に記すとともに、当該介護サービスを行う事業所の数を記載すること。さらに、そのうち主な当該事業所の名称及びその所在地について1つ記載すること。

# ● 2. 介護サービス(予防を含む)を提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

## ■ 事業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

当該報告に係る介護サービスを提供する事業所(以下、「事業所」という)の名称、所在地及び電話番号、FAX 番号及びホームページアドレスを記載すること。また、「市区町村コード」の欄には、総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」から、当該報告に係る介護サービスを提供する事業所の所在地のコード番号を記載すること。なお、記載内容は、都道府県知事への届出事項等との整合性を図ること。

## ■ 介護保険事業所番号

当該事業所の介護保険事業所番号を記載すること。

## ■ 事業所の管理者の氏名及び職名

### a. 「氏名」

当該事業所の指定居宅サービス基準第 147 条に規定する管理者(指定介護予防サービス基準第 197 条に規定する管理者を含む。以下、「管理者」という。)の氏名を記載すること。

### b. 「職名」

管理者の当該事業所内の職名を記載すること。

## ■ 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

### ● 「事業の開始(予定)年月日」

当該報告に係る介護サービスの提供を開始した年月日を記載すること。なお、当該報告時に当該介護サービスの提供の開始を予定している事業所等にあつては、開始予定年月日を記載すること。

### ● 「指定の年月日」

- a. 「介護サービス」  
当該報告に係る法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の許可を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」  
当該報告に係る法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。

### ● 「指定の更新年月日(直近)」

- a. 「介護サービス」  
当該報告に係る法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該許可を受けた年月日を記載すること。
- b. 「介護予防サービス」  
当該報告に係る法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けた直近の年月日を記載すること。なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所にあつては、当該指定を受けた年月日を記載すること。

### ■ 生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定

当該事業所が生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関の指定を受けている場合には、「あり」に記すこと。

### ■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喫煙吸引等事業者

当該事業所が社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喫煙吸引等事業者の場合には、「あり」に記すこと。

### ■ 事業所までの主な利用交通手段

当該事業所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から当該事業所までの主な交通手段、所要時間等について記載すること。

## ● 3. 事業所において介護サービス(予防を含む)に従事する従業者に関する事項

## ■ 職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

### ● 「実人数」

以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者及びその合計の人数を記載すること。また、それぞれ常勤換算人数を記載すること。

- ① 医師(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「医師」をいう)
- ② 薬剤師(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「薬剤師」をいう)
- ③ 看護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「看護職員」をいう。以下、同じ)
- ④ 介護職員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「介護職員」をいう。以下、同じ)
- ⑤ 支援相談員(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「支援相談員」をいう。以下、同じ)
- ⑥ 理学療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「理学療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑦ 作業療法士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「作業療法士」をいう。以下、同じ)
- ⑧ 言語聴覚士
- ⑨ 管理栄養士
- ⑩ 栄養士(指定居宅サービス基準第 142 条第1項第1号及び指定居宅介護サービス基準第 187 条第1項第1号に規定する「栄養士」をいう。以下、同じ)
- ⑪ 介護支援専門員
- ⑫ 調理員
- ⑬ 事務員
- ⑭ その他の従業者

### ● 「1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数」

常勤換算方法により用いた常勤の従業者が勤務すべき時間数の1週間の延べ時間数を記載すること。なお、職種により常勤の従業者が勤務すべき時間数が異なる場合には、主な職種の常勤の従業者が勤務すべき時間数を記載すること。

## ● 「従業者である介護職員が有している資格」

以下の資格を有する介護職員について、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修
- ③ 介護職員初任者研修
- ④ 介護支援専門員

※ 複数の資格を取得している場合は、重複計上することとし、旧介護職員基礎研修、訪問介護員1級、訪問介護員2級保有者は③として計上すること。

## ● 「管理者の他の職務との兼務の有無」

管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。

## ● 「看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数」

「4 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項」の「介護サービスの利用者への提供実績」の利用者数を、「実人数」の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。

## ● 「夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の数」

夜勤を行う当該事業所における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた最少時の人数及び夜間の平均の人数を記載すること。なお、記載内容については、当該事業所の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。

## ■ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等

### ● 「採用者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の採用者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

### ● 「退職者数」

当該事業所における前年度1年間の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び

介護支援専門員の退職者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。

● 「業務に従事した経験年数」

短期入所療養介護の提供に当たる医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士及び介護支援専門員の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年から3年未満、3年から5年未満、5年から10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数をそれぞれ記載すること。

■ 従業員の健康診断の実施状況

全ての従業員の健康診断を実施している場合には「あり」と記すこと。なお、全ての従業員とは、健康診断を受けないことを希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含むものとする。

■ 従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況

● 「事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況」

事業所において、従業員の資質を向上させるために実施している研修等の実施状況について、その研修等の内容(名称、対象者、カリキュラムもしくは時間等)を記載すること。

● 「実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組」

- a. 「アセッサー(評価者)の人数」  
事業所の従業員で、アセッサー養成講習を修了しアセッサーとなっているものの人数を記載すること。
- b. 「段位取得者の人数」  
アセッサーが内部評価を行い、レベル認定委員会にて認定を受けたものの数をレベル毎(2①、2②、3、4)に記載すること。
- c. 「外部評価の実施状況」  
前年度1年間に、外部評価審査員における外部評価を受けた場合は「あり」と記すこと。

● 4. 介護サービス(予防を含む)の内容に関する事項

■ 事業所の運営に関する方針

事業の目的、事業の運営等の方針について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第153条(ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第155条の10、一部ユニット型指定短期入所療養介護にあっては第155条の21)に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。

## ■ 介護サービスの内容

### ● 「介護報酬の加算状況」

記入年月日の前月から前1年間において、以下の事項の指定居宅サービス報酬基準(指定介護予防サービス報酬基準を含む)に規定する加算を受けた場合には「あり」に記すこと。

- a. 夜勤職員配置加算  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注4に規定する「夜勤職員配置加算」をいう。(予防を含む)
- b. 個別リハビリテーションの実施  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注5に規定する「個別リハビリテーション実施加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注4に規定する「個別リハビリテーション実施加算」を含む)をいう。
- c. 認知症ケアの実施(予防を除く)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注6に規定する介護を必要とする認知症の利用者に係る加算をいう。
- d. 認知症行動・心理症状緊急対策加算  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注7に規定する「認知症行動・心理症状緊急対応にかかる加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注5に規定する「認知症行動・心理症状緊急対応にかかる加算」を含む)をいう。
- e. 緊急短期入所受入加算  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注8に規定する「緊急短期入所受入加算」をいう。



- f. 若年性認知症利用者の受入  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注9に規定する「若年性認知症利用者受入加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注6に規定する「若年性認知症利用者受入加算」を含む)をいう。
- g. 重度療養管理加算(予防を除く)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 10 に規定する「重度療養管理加算」をいう。
- h. 送迎実施  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 11 に規定する「送迎加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注 7 に規定する「送迎加算」を含む)をいう。
- i. 療養体制維持特別加算  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」注 16 に規定する「療養体制維持特別加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」注 12 に規定する「療養体制維持特別加算」を含む)をいう。
- j. 療養食の実施  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(4)に規定する「療養食加算」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(3)に規定する「療養食加算」を含む)をいう。
- k. 緊急時治療管理の実施  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(5)「緊急時施設療養費」(一)に規定する「緊急時治療管理」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(4)「緊急時施設療養費」(一)に規定する「緊急時治療管理」を含む)をいう。

- l. 特定治療の実施  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(5)「緊急時施設療養費」(二)に規定する「特定治療」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(4)「緊急時施設療養費」(二)に規定する「特定治療」を含む)をいう。
- m. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(一)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(5)(一)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ」を含む)をいう。
- n. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(二)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(5)(二)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ」を含む)をいう。
- o. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(三)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(5)(三)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」を含む)をいう。
- p. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(6)(四)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」<sup>9</sup>「介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(5)(四)に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」を含む)をいう。
- q. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単

位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(一)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(6)(一)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を含む)をいう。

- r. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(二)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(6)(二)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅱ)」を含む)をいう。
- s. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(三)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(6)(三)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅲ)」を含む)をいう。
- t. 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(四)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(6)(四)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」を含む)をいう。
- u. 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス等介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」(7)(五)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」(指定介護予防サービス報酬基準別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」「9 介護予防短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」(6)(五)に規定する「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」を含む)をいう。

● 「レクリエーションの1週間当たりの実施状況」

指定居宅サービス基準第 152 条及び指定介護予防サービス基準第 202 条に規定するレクリエーション行事を行っている場合には、「あり」に記すとともに、記入年月日の前月から直近3か月における、1週間当たりの平均実施回数を記載すること。

● 「協力病院の名称」

協力病院の名称を記載するとともに、その協力の内容について記載すること。

● 「協力歯科医療機関」

協力歯科医療機関を定めている場合には、「あり」に記すとともに、その名称及びその協力の内容について記載すること。

● 「利用を制限する場合がある者の状況」

記入年月日において、指定居宅サービス基準第 155 条において準用する指定居宅サービス基準第9条及び指定介護予防サービス基準第 195 条において準用する指定介護予防サービス基準第9条に規定される介護サービスの提供を拒むことのできる正当な理由(特に利用者に対し自ら適切な短期入所療養介護(介護老人保健施設)サービスを提供することが困難な場合)を記載すること。

■ 介護サービスの利用者への提供実績

● 「利用者の人数」

記入年月日の前月において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」9に規定する短期入所療養介護(介護老人保健施設)サービスの介護報酬(予防を含む)を請求した利用者について、要支援(要支援1、2)、要介護(1、2、3、4及び5)ごとに記載すること。

● 「利用者の平均的な利用日数」

記入年月日を含む年度の前年度末月における当該事業所の利用者(予防を含む)の延べ利用期間を、記入年月日を含む年度の前年度末月における利用者数で除した数を記載すること。

■ 介護サービスを提供する事業所、設備等の状況

● 「建物の構造」

- a. 「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」  
当該事業所が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。

- b. 「建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」  
当該事業所が建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に適合する場合には、「あり」に記すこと。
- c. 「木造平屋建てであって、火災に係る利用者の安全性の確保対策」  
当該施設(事業所)が老健施設基準第4条第2項(ユニット型介護老人保健施設にあつては第41条第5項)に規定する基準に適合すると都道府県知事から認められた場合には、「あり」に記すこと。
- d. 「地上階」  
当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。
- e. 「地下階」  
当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。

### ● 「事業所の形態」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① 介護老人保健施設
- ② サテライト型小規模介護老人保健施設
- ③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

### ● 「報酬類型」

以下の事項から該当するものを選択して記載すること。

- ① ユニット型個室  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」  
「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」  
「(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。
  - ・ 「(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」
  - ・ 「(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」
  - ・ 「(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」
- ② ユニット型準個室  
指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」  
「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」  
「(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。
  - ・ 「(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)」の「b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」
  - ・ 「(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」

- ・「(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」

③ 従来型個室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」「(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・「(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)」の「a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」
- ・「(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」
- ・「(三)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)」

④ 多床室

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護費」「イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費」「(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・「(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)」の「b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」
- ・「(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」
- ・「(三)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)」

⑤ 在宅強化型

指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」「9 短期入所療養介護」「ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費」、「ハ 診療所における短期入所療養介護費」、「ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費」に規定するもののうち、次のものをいう。

- ・「(1)病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、  
「(一)病院療養病床短期入所療養介護費(I)」の「d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)」、「(二)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)」及び「(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)」の「d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)」
- ・「(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)」の「d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(iv)」及び「(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)」の「d 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(iv)」

- ・「(1)診療所短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)診療所短期入所療養介護費(I)」の「d 診療所短期入所療養介護費(iv)」及び「(二)診療所短期入所療養介護費(II)」の「d 診療所短期入所療養介護費(iv)」
- ・「(1)認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)」のうち、「(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(I)」の「d 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)」、「(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(II)」の「d 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)」、「(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(III)」の「d 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)」、「(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)」の「d 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)」及び「(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(V)」の「d 認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)」

### ● 「療養室の状況」

療養室について、個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。

### ● 「共同便所の設置数」

利用者の個室以外に設置された共同便所について、男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するとともに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

### ● 「個室の便所の設置数」

利用者の個室の便所の数を記載するとともに、当該個室における便所の設置割合及び車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。

### ● 「浴室の設備状況」

浴室の総数を記載するとともに、うち個浴、大浴槽、特殊浴槽及びリフト浴に該当する数をそれぞれ記載すること。さらに、「その他の浴室の設備の状況」欄には、浴室に関する留意事項等について記載すること。

### ● 「食堂の設備状況」

食堂の設備の状況について記載すること。さらに、「利用者等が調理を行う設備状況」欄には、利用者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。

### ● 「消火設備等の状況」

消火設備等の設備を有している場合には、「あり」に記すとともに、消火設備等の具体的な内容を右の空欄に記載すること。なお、記載内容については、

老健施設基準第4条第1項第7号(ユニット型介護老人保健施設にあつては第41条第4項第7号)に規定する構造設備の基準との整合性を図ること。

### ● 「通所リハビリテーションの実施状況」

法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションの事業をしている場合には、「あり」に記すこと。

### ■ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況

当該事業所又は当該事業所を運営する法人に設置している利用者等からの苦情に対応する窓口の名称及び電話番号を記載すること。また、「対応している時間」欄には、当該事業所の苦情の受付対応が可能な通常の間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。また、「定休日」欄には、当該苦情の受付窓口の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の間帯等を記載すること。なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。

### ■ 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み

利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合における損害賠償を行うために、当該事業所が加入している損害賠償保険がある場合には「あり」に記すこと。

### ■ 介護サービスの提供内容に関する特色等

当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、介護保険法第98条に規定する広告制限を踏まえること。

### ■ 介護相談員の受け入れ状況の有無

当該事業所において、市区町村から派遣された介護相談員の受け入れを実施している場合には、「あり」に記すこと。

### ■ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

#### ● 「利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況」

利用者アンケート調査、意見箱の設置等により利用者の意見等を把握する取組を実施している場合には、「あり」に記すこと。また、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。なお、当該取組は、記入年月日の前1年間において実施したものについて記載すること。

#### ● 「第三者による評価の実施状況」



第三者による介護サービス等の質の評価を実施している場合には、「あり」に記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。さらに、その結果を外部に開示している場合には、「当該結果の開示状況」欄の「あり」に記すこと。  
また、ホームページ上でその結果を開示している場合は、その掲載アドレスを記載すること。

## ● 5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項

### ■ 介護給付以外のサービスに要する費用

#### ● 「食事の提供に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第1号等に規定する食事の提供に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第1号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

#### ● 「滞在に要する費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第2号等に規定する滞中に要する費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第2号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

#### ● 「利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第3号等に規定する利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第3号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

#### ● 「利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第4号等に規定する利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第4号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。

#### ● 「理美容代及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第6号等に規定する理美容代の額(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第6号を含む)及びその算定方法を記載すること。

● 「当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の額及びその算定方法」

指定居宅サービス基準第 145 条第3項第7号等に規定する指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(指定介護予防サービス基準第 190 条第3項第7号を含む)の額及びその算定方法を記載すること。